







2026年1月施行!~下請法は取適法へ~ 改正ポイント説明会 in 旭川

先着90名

2025年 11月 7日(金) 10:00~12:00

【会場】 旭川高等技術専門学院 講堂

※受付 9:30~10:00

(北海道旭川市緑が丘東3条2丁目1番1号)

公正取引委員会事務総局 北海道事務所

経済産業省 北海道経済産業局

北海道

【後援】 北海道商工会議所連合会

令和7年5月、発注者・受注者の対等な関係に基づき、事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図るため、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律 (※)」が成立しました。

本改正により、各法律名称が「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」(略称:中小受託取引適正化法、通称:取適法)・「受託中小企業振興法」(通称:振興法)に変更されます。また、規制内容・規制対象の追加や執行の強化、振興の充実化が行われることとなります。

今般、公正取引委員会事務総局北海道事務所及び北海道経済産業局では、令和8年1月1日施行までに広く十分な周知を図る必要があるため、適用対象となる事業者をはじめとする関係者を対象に、改正法説明会を開催いたします。

対象者

取適法適用対象事業者(発注事業者、受注事業者)、地方自治体、産業支援機関、金融機関等

プログラム ※質疑応答は、全体説明の最後に行います。

1. 取適法(下請法)の概要/改正内容について

公正取引委員会事務総局北海道事務所

2. 改正振興法について

経済産業省 北海道経済産業局

3. 国土交通省所管のトラック法関連や北海道の取組などを紹介

申込方法

<公正取引委員会HP>以下URLの申込フォームよりお申込みください。

<申込フォーム>

https://www.jftc.go.jp/training/410/hokkaido_251107toriteki.html

- ※ 他の教室等において学生が授業を受講しておりますので、会場内ではお静かに願います。
- ※ 駐車場の台数に限りがありますので、可能な限り公共交通機関を利用してください。

お問い合わせ先

